

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会役員等の報酬等支給規程

昭和 28 年 3 月 29 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等並びに役員、評議員、委員及び相談員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等の報酬等)

第 2 条 役員等の報酬は勤務実態に応じて支給するものとし、別表 1 に定めるところによる。

2 任期途中で役員等の就任及び退任があった場合の報酬は、日割り計算により算出し支給する。

3 役員等が職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

4 常勤の役員等には報酬のほか通勤手当及び期末手当を支給する。

5 前項の手当の支給条件、支給方法並びに通勤手当の額は社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程の例による。

6 第 4 項の期末手当の額は、理事会が別に定める。

(費用弁償)

第 3 条 法人の役員等（常勤の役員等を除く。）が会議への出席及び監事監査を行う場合の費用弁償の額は、別表 2 に定めるところによる。ただし、交通費の実費が別表 2 の費用弁償額を超える場合には、法人旅費規程に基づき旅費を支払うことができる。この場合、別表 2 の費用弁償は行わない。

(報酬等の例外)

第 4 条 第 2 条第 1 項及び前条の規定にかかわらず、長井市の常勤の特別職及び一般職の者並びに法人の職員が法人の役員等を兼任した場合の報酬は無報酬とし、費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤の役員等を除く役員等の報酬については年払い又は半年払いとする。

(2) 第 3 条に規定する費用の弁償は、会議出席等必要の都度支給する。

(3) 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(4) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て会長が行う。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月28日から施行し、令和5年6月29日から適用する。

別表1

役 職 名	支給区分	報 酬 額
会 長	年 額	200,000 円
副 会 長	年 額	100,000 円
常 勤 の 役 員	月 額	限度額 350,000 円 (理事会が別に定める額)
その他の理事		無報酬
監 事	年 額	30,000 円

別表2

区 分	役 職 名	費用弁償額
社会福祉協議会	理事・監事・評議員・委員	日 額 2,500 円
心配ごと相談所	相談員	日 額 2,500 円